

2025 年 8 月 13 日 全 6 頁

道府県民税利子割への清算制度導入を提言

令和 8 年度税制改正での実現は不透明な情勢

金融調査部 研究員 平石隆太

[要約]

- 令和 7 年度与党税制改正大綱にて、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、税収帰属の適正化のための方策の検討が示されていた。当該問題につき、総務省「地方税制のあり方に関する検討会」（以下、検討会）にて議論が行われた。
- 道府県民税利子割とは、預金利子等が対象となる個人住民税の種別であり、税率は 5% である。納税義務者の住所地課税ではなく、金融機関等の口座所在地課税が採用されている。近年、インターネット銀行の伸長による道府県民税利子割に係る税収の東京都への集中が問題視されていた。
- 検討会では、税収の帰属を適正化する方策として清算制度の導入が提示された。地方消費税において導入されている制度であり、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県で生じる納税額のずれを是正するものである。現下の税収帰属のずれに対応しつつ、金融機関等に負担を生じさせない手段として合理的であると言える。
- 中間整理では清算制度の導入を令和 8 年度税制改正で実現する方向が目指されている。ただ、東京都が清算制度の導入に慎重であることも踏まえると、今後の情勢は不透明である。

1. はじめに

令和 7 年度与党税制改正大綱¹（以下、大綱）では、個人住民税の道府県民税利子割につき、税収帰属の適正化のための措置を検討する旨が記載された。

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和 8 年度税制改正において結論を得る。

（出所）大綱（pp. 9-10）より大和総研抜粋

¹ 自由民主党・公明党「令和 7 年度税制改正大綱」（2024 年 12 月 20 日）

総務省「地方税制のあり方に関する検討会」（以下、検討会）において上記の事項につき議論が行われ、2025 年 7 月 31 日に中間整理（以下、中間整理）²が公開された。本レポートでは、検討会で示された道府県民税利子割に係る今後の方向性について解説する。

2. 道府県民税利子割とは

道府県民税利子割は、個人住民税のうち、利子等に係る所得³に課される税目である。ただし、特定公社債の利子や公募公社債投資信託の分配金は利子割の対象とはならない（配当割の対象である）。税率は 5%であり、利子等の支払いをする金融機関等が特別徴収を行う。道府県民税利子割の納付先は、納税義務者（口座保有者）の口座所在地の都道府県⁴とされている。すなわち、預金等を保有する口座の所在地に対して納税されるため、必ずしも口座保有者の住所地に対して納税されるわけではない。これが住所地課税の例外と呼ばれる所以である。

図表 1：個人住民税の概要

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% <所得税>5%～45% (総合課税)	5% <所得税>15%		納税義務者の 口座所在地都道府県
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			

※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告も可能（総合課税または申告分離課税）。

（出所）中間整理 p. 13 より大和総研作成

本来、個人住民税の地域社会の会費としての役割を踏まえると、利子割についても納税義務者の住所地課税となるのが原則である。実際に、図表 1 に示した所得割や配当割、株式等譲渡所得割は、住所地課税となっている。利子割において住所地課税ではなく金融機関等所在地課税が採用された要因は、以下などが挙げられている⁵。

- 住所地に納入することとした場合には、金融機関等において預金者の住所地ごとに特別徴収した額を区分して納入することが必要となり、事務負担が大きくなること
- 預金は日常生活に密着したものであることから、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であり、金融機関等所在地課税であれば住所地課税とのずれがそれほど大きくならないと考えられること

² 総務省 地方税制のあり方に関する検討会「道府県民税利子割に関する中間整理」（2025 年 7 月 31 日）

³ 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の分配金などが対象となる（所得税法 23①）。

⁴ なお、利子割の総額から徴税費相当額（1%）を控除した後の金額の 5 分の 3 が市町村へ交付される（地方税法 71 の 26、地方税法施行令 9 の 14）。

⁵ 中間整理 p. 14 参照。なお、現行の利子割は 1988（昭和 63）年に創設された。

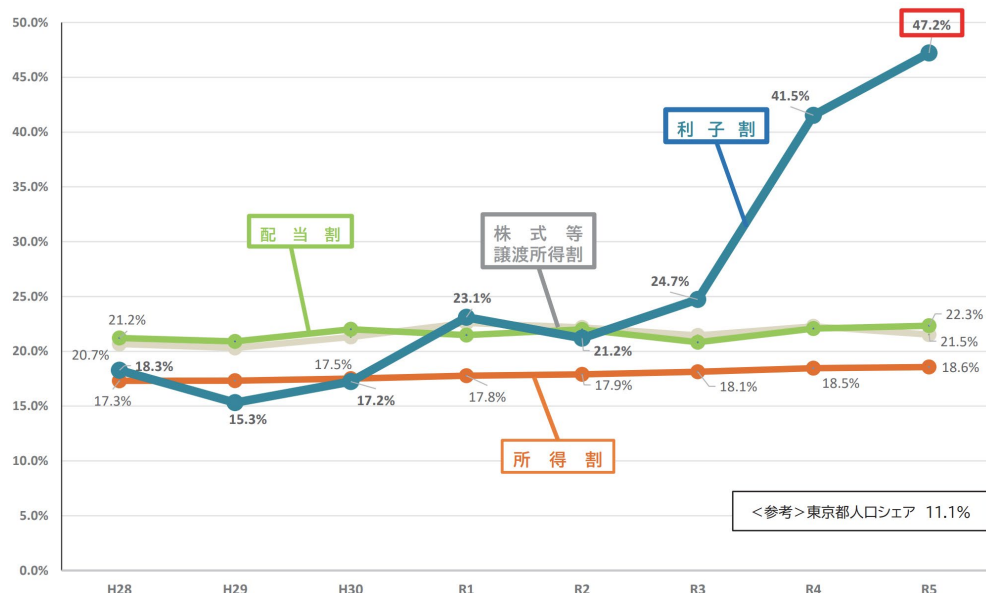
3. 問題の所在

インターネット銀行の伸長による税収帰属の偏りの可能性

大綱において道府県民税利子割の税収帰属が問題視された背景には、東京都に利子割に係る税収が集中していると考えられていることがある。図表 2 の通り、利子割税収における東京都のシェアが、住民税の他の種別のシェアや人口シェアと比して高水準になっている。大綱では、税収の集中の背景の 1 つとしてインターネット銀行の伸長が指摘されている。

実店舗を持たないインターネット専門銀行は、営業所所在地が東京都であるケースが多い。既述の通り、利子割は納税義務者の住所地ではなく口座所在地に納税されるため、営業所所在地が東京都であれば、当該営業所に係る税額は東京都の税収となる。前ページで住所地課税ではなく金融機関等所在地課税が採用された要因として挙げた、「預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常」とは言い難い状態にあると言えよう。

図表 2：個人住民税（割毎）に係る東京都シェアの推移



※1 決算統計データを基に作成。

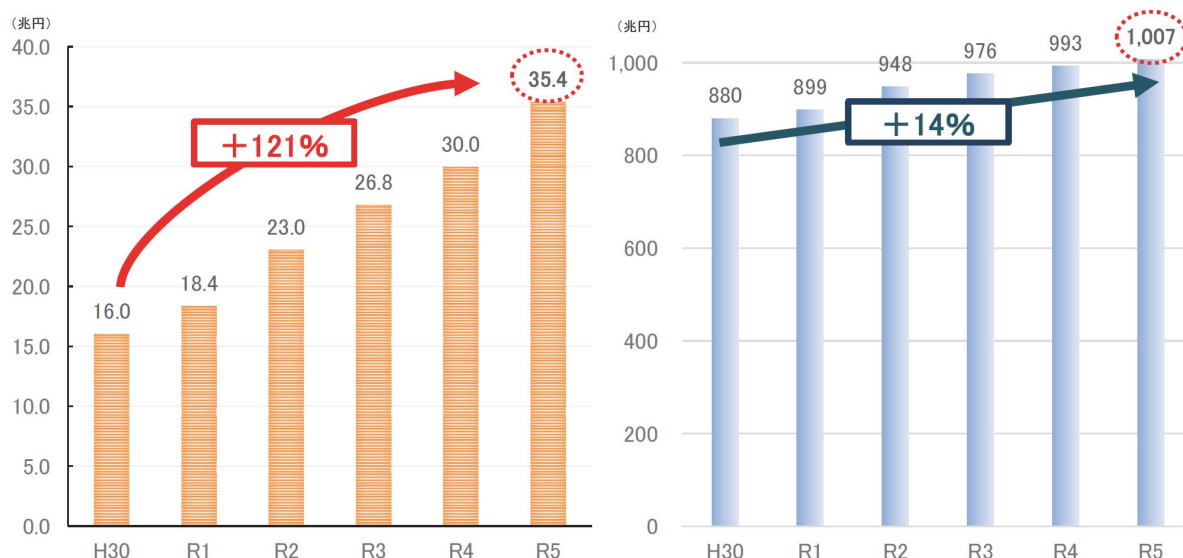
※2 東京都人口シェアは令和 2 年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

(出所) 中間整理 p. 15 より大和総研抜粋

近年、インターネット銀行の預金残高の増加率は、個人の預貯金残高全体の増加率と比べて大きくなっている（次ページ図表 3）。また、日本銀行（日銀）の政策金利引上げに伴い預金金利の上昇も見込まれるため、インターネット銀行が徴収する利子割税額の増加が予想される。加えて、実店舗を有する銀行においても、インターネット支店を創設するケースがあるなど、実店舗に紐づかない銀行利用が今後も拡大していくものと考えられ、利子割税収の東京都への集中が今後も継続する可能性がある⁶。

⁶ そのほか、一定の要件を満たす一時払養老保険等の差益に係る利子割の納入先も、当該差益の支払いに関す

図表 3：インターネット銀行の預金残高推移（左）、個人に係る預貯金残高推移（右）



※1 インターネット銀行の預金残高については総務省調べ（法人分を含む数字）。楽天銀行、住信 SBI ネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、au じぶん銀行、PayPay 銀行、セブン銀行、UI 銀行、ローソン銀行、みんなの銀行 10 行の各年度末時点の預金残高（各社 HP を参照）の合計額を表示。

※2 個人に係る預貯金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計（各年度末時点の値）。

（出所）中間整理 p. 19 より大和総研抜粋

4. 税収帰属適正化に向けた方策

清算制度導入の検討

税収帰属の適正化に向けて、中間整理では清算制度の導入が示された⁷。清算制度とは、地方消費税において導入されている制度であり、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県で生じる納税額のずれを是正するものである（次ページ図表 4）。清算は都道府県間で、各年度 5・8・11・2 月の 4 回実施される。

中間整理においては、あるべき課税方式は住所地課税であることを示した上で、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地の乖離が現に発生しており、今後も継続することが見込まれているため、早期に乖離を是正する現実的な手段として清算制度が提示されている。

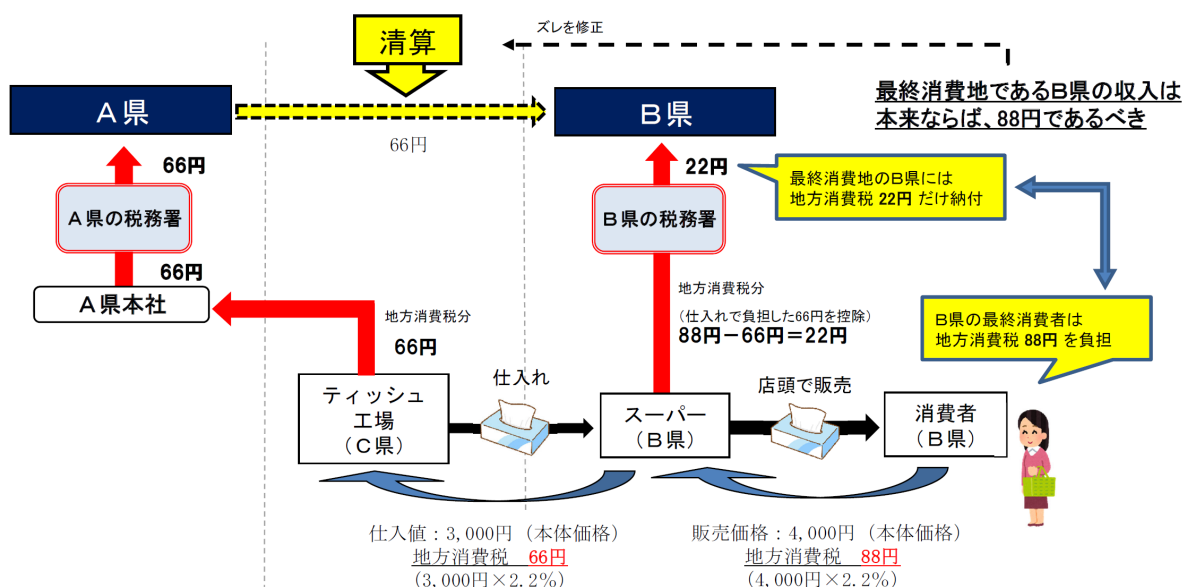
住所地課税の実現を目指すと、金融機関等に預金者の住所地を把握した上で、利子等の額や納税額を都道府県別に算定する負担が生じる。清算制度であれば、納税された後に都道府県間で帰属のずれを修正することとなるため、金融機関等に大きな影響はないと考えられる。現下の税収帰属のずれに対応しつつ金融機関等に負担を生じさせない手段としては、清算制度の導入

る事務を行う営業所等の所在地都道府県となっていることから、インターネット銀行における預貯金利子と同様の問題が生じていると考えられる。

⁷ 検討会では、清算制度のほかに直接的に住所地課税を導入する方法と譲与税制度（利子割の国税化）による対応も示されていた。住所地課税の導入は金融機関および地方団体の事務負担が重い等の理由から、譲与税制度は利子割だけを個人住民税の課税対象外とすることが適切でない等の理由から、それぞれ適当ではないとされた。

は合理的であると言える。

図表 4：地方消費税における清算制度のイメージ



(注)実際には、地方消費税分(2.2%)だけでなく、国の消費税分をあわせた分(10%)がそれぞれの段階で申告納付される。

(出所) 第1回検討会 資料4 総務省「④税収帰属の適正化のための方策」(2025年2月28日) p.4より大和総研抜粋

清算基準の要件

清算制度を実際に導入するに当たっては、各都道府県に税収を割り振るために何らかの指標を用いて基準を定めなければならない。地方消費税においては、「経済センサス活動調査」や「国勢調査」のデータを用いて算定された都道府県ごとの消費に相当する額を清算基準としている。

利子割においては、納税義務者である個人の住所地都道府県ごとの利子等の額に基づくことが考えられるが、現状はデータ上の制約により都道府県ごとの利子等の額を算定することが困難である。また、利子等の大半を個人の預貯金が占めることから、都道府県ごとの個人の預貯金額を基準とすることも考えられる。ただ、預貯金に係るデータは「全国家計構造調査」や「家計調査」から推計できるものの、これらは抽出調査であるため税収帰属の基準とするには不適当とされている。

代替手段としては、利子等を間接的に測定するものとして収入・所得に関連する指標を用いる方法が考えられる。中間整理では、各都道府県の所得金額合計や個人住民税額所得割合合計と預貯金額合計との間に一定の相関関係が認められると指摘されており⁸、預貯金額を推計するために収入・所得を用いるのに大きな障害はないものと考えられる。加えて、個人住民税に関する課税状況調などの、国が全数調査により実施しているデータが存在している。清算制度を導入する場合、収入・所得を基準とするのが有力だろう。

⁸ 中間整理 p.26 参照。

5. 今後の展望

東京都の主張

検討会において税収の集中先として挙げられた東京都は、安易な清算制度の導入には慎重な姿勢を示し、以下のように求めている⁹。

- 利子割の在り方の検討に当たっては、住所地課税の実現という税収帰属の適正化の観点から議論されるべきであり、安易な清算制度等の導入ではなく、デジタル技術の活用等により、あるべき姿を検討する必要がある。

東京都は利子割に係る現状分析として、①利子割税収の東京都シェアの大幅な上昇は令和 4 年度・令和 5 年度の 2 年間のみで、令和 6 年度は低下する見込みであること、②そもそも、個人の預金残高に占めるインターネット銀行（大手 10 行）の預金残高は 3.5%であり、利子割の集中につきインターネット銀行の伸長だけが原因なのか不明であること、を示している。

①の根拠として、一般的にインターネット銀行は都市銀行と比べて預金金利が高く設定されているが、日銀の政策金利引上げを受けてメガバンク等の都市銀行も預金金利を引き上げ始めており、インターネット銀行との金利差が縮小していることを示している。都市銀行とインターネット銀行の金利差が縮まれば、東京都以外の道府県における利子割税収が増加し、利子割税収に占める東京都のシェアは低下していくものと考えられる。

令和 8 年度税制改正に向けて

検討会では道府県民税利子割における清算制度の導入について議論され、中間整理では、「令和 8 年度税制改正においては、本中間整理の趣旨を踏まえ、具体的な成案が得られることを期待している」（p.9）とされている。ただ前述の通り、東京都が慎重な姿勢を示しているため、簡単に実現を見通せる状況にはない。加えて、国会において少数与党となっていることで税制改正の議論がどのように進むのか不透明であり、今後の動向を注視する必要があるだろう。

仮に、清算制度の導入が決定したとしても、預金者の住所地の把握が求められる住所地課税の導入と比べると、直ちに金融機関等の事務負担が増すことにはならないと予想される。手続きの変更が都道府県間の清算のみにとどまれば、金融機関等には特段の影響が及ばない可能性もある。金融機関等に対する影響を見極めるために、清算制度の導入の可否だけでなく、実務的な変更点への注目も必要である。

【以上】

⁹ 令和 7 年度東京都税制調査会 第 2 回 小委員会「資料 3『個人所得課税（個人住民税利子割）』に関する資料」（2025 年 7 月 3 日）p.18